

町名地番変更に係る住所変更手続き案内書

このたび、知多都市計画事業東海太田川駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地処分の公告の翌日（令和6年2月17日）に事業区域内にある皆さまの住所等が変更されました。

つきましては、変更後に必要な手続きについて、お知らせしますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

令和6年2月
東 海 市

1. 換地処分に伴う住所の変更について

知多都市計画事業東海太田川駅周辺土地区画整理事業によって、道路等の公共施設整備にあわせ、宅地が再配置されるので、新たな町界の設定とそれに伴う地番変更により、新しい住所となります。対象となる区域は次頁のとおりです。

2. 住所変更に伴う諸手続きについて

換地処分に伴う住所変更で、行政が管理している登録住所や皆様がお持ちになる証書なども新しい住所となります。市役所が職権で新しく書換えられるもの（住民票、戸籍（本籍欄）など）もありますが、皆様のご自身で変更の手続きをして頂くものもあります。住所変更が必要となるさまざまな手続きについては、以下のとおりとなります。

3. 手続き一覧

(1) 市役所が新しい住所に変更するもの

事 項	説 明	担 当 課
住民票 印鑑登録 戸籍（本籍欄）	戸籍の筆頭者又はその配偶者の方の本籍が、変更前の住所と同じ場合は、同一戸籍内全員の本籍を新しい住所と同じ地番に変更させていただきます。それ以外の方で本籍の地番の変更を希望される場合は転籍届を届出してください。	東海市役所 市民窓口課 052-603-2211 0562-33-1111
市税関係の書類 （法人市民税を除く）	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 税務課 052-603-2211 0562-33-1111
学籍簿 （小中学校の生徒）	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 学校教育課 052-603-2211 0562-33-1111
農地台帳等	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 農業委員会事務局 052-603-2211 0562-33-1111
墓地台帳（墓地経営者等） 騒音・振動に係る特定施設届出書 犬の登録台帳	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 生活環境課 052-603-2211 0562-33-1111

事 項	説 明	担 当 課
上下水道に関する登録	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 経営課 052-603-2211 0562-33-1111
保育所等の認定に関する登録	市役所が新しい住所に変更します。	東海市役所 幼児保育課 052-603-2211 0562-33-1111
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険限度額認定証	該当の方に新住所のものを郵送します。変更前のものについては、返還していただきます。	知多北部広域連合 052-689-2261
国民健康保険被保険者証 資格証明書 高齢受給者証 特定疾病療養受療証 限度額適用・標準負担額減額認定証	該当の方に新住所の被保険証、各種受給者証等を郵送します。旧被保険者証、旧各種受給者証等については返還していただきます。	東海市役所 国保課 052-603-2211 0562-33-1111
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療限度額適用認定証	該当の方に新住所の被保険者証、認定証を郵送します。旧被保険者証、旧認定証については返還していただきます。	東海市役所 国保課 052-603-2211 0562-33-1111
子ども医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 障害者医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証 妊婦医療費受給者証 特定疾病患者認定証	該当の方に新住所の各種受給者証を郵送します。旧各種受給者証については返還していただきます。	東海市役所 国保課 052-603-2211 0562-33-1111

・ 住所変更には、多少時間がかかる場合がございます。

(2) ご自身で市役所での手続きが必要なもの

事 項 (なにを)	該 当 者 (誰が)	申 請 ・ 提 出 先 (どこへ)	必 要 書 類 等 (何をもって)	手 続 き の 期 限 (いつまでに)
マイナンバーカード・ 住民基本台帳カードの 券面変更	カードを お持ちの 方	マイナンバーカード又は住民基本台帳カ ード（暗証番号の入力が必要） ※同一世帯の方は申請可。その場合、来 庁者の本人確認書類が必要。 （マイナンバーカード、運転免許証等顔 写真ありの場合は1点、健康保険証等顔 写真なしの場合は2点） ※本人又は同一世帯以外の方が申請する 場合は、1度の来庁で手続きが完了でき ませんので、事前にお問合せください。 手続のための特設窓口を開設します	期間 令和6年（2024年）2月19日（月）から 令和6年（2024年）3月29日（金）まで 場所 市役所地下大会議室 時間 平日午前9時から午後4時まで ※開設期間以降は市役所1階市民窓口課へ 東海市役所 市民窓口課 052-603-2211 0562-33-1111	住所変更後 速やかに
マイナンバーカードの 署名用電子証明書の発 行	カードを お持ちの 方で署名 用電子証 明書の発 行を希望 される方	マイナンバーカード（暗証番号の入力が 必要） ※原則本人が手続きして下さい。代理人 の方（同一世帯の方を含む）が、申請す る場合は1度の来庁で手続きが完了でき ませんので、事前にお問合せください。 手続のための特設窓口を開設します	期間 令和6年（2024年）2月19日（月）から 令和6年（2024年）3月29日（金）まで 場所 市役所地下大会議室 時間 平日午前9時から午後4時まで ※開設期間以降は市役所1階市民窓口課へ 東海市役所 市民窓口課 052-603-2211 0562-33-1111	//

事 項 (なにを)	該 当 者 (誰が)	申請・提出先 (どこへ)	必要書類等 (何をもって)	手続きの期限 (いつまでに)
在留カード 特別永住者証明書	カードを お持ちの 方	東海市役所 市民窓口課 052-603-2211 0562-33-1111	在留カード 特別永住者証明書	住所変更後 速やかに
特別児童扶養手当	手当てを 受けてい る方	東海市役所 女性・子ども課 052-603-2211 0562-33-1111	特別児童扶養手当証書 名称地番変更証明書	〃
身体障害者手帳療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	各手帳を お持ちの 方	(18歳以上の方) 東海市役所 社会福祉課 052-603-2211 0562-33-1111	各手帳 名称地番変更証明書 各手帳をお持ちの方 のマイナンバーがわ かるもの	〃
障害福祉サービス 在宅重度障害者手当 地域生活支援事業 自立支援医療等の受給者証等	各手帳を お持ちの 方	(18歳未満の方) 東海市役所 女性・子ども課 052-603-2211 0562-33-1111	受給者証 名称地番変更証明書 サービスを受けてい る方のマイナンバー がわかるもの(自立 支援医療)	〃

(3) 市役所以外の官公庁での手続きが必要なもの

事 項 (なにを)	該 当 者 (誰が)	申請・提出先 (どこへ)	必要書類等 (何をもって)	手続きの期限 (いつまでに)
土地・建物等不動産の所有者の表示 変更登記	土地・建物 の所有者	不動産の所在地を 管轄する法務局	登記申請書 名称地番変更証明書 印鑑	必要に 応じて
抵当権等の表示変 更登記	登記簿上の 抵当権・地 上権・賃借 権・仮登記 等の権利者	名古屋法務局 半田支局 0569-21-1095		
土地・建物の登記事項（表題部の所在、地番、家屋番号）については東海市の申請によ り、法務局で変更します。				
自動車運転免許証	免許証をお 持ちの方	東海警察署 0562-33-0110	免許証 名称地番変更証明書 （本籍も変更となる 場合は、住所・本籍 の変更について（通 知）の原本と写しを 持参し、写しを提 出。）	住所変更後 速やかに
自動車税	知多県税事務所 で新しい住所に変更します。手続きは必要ありませ ん。 知多県税事務所 0569-89-8176			
自動車検査証 軽自動車届出済証	証書記載の 名義人	中部運輸局 愛知運輸支局 050-5540-2046	自動車検査証 名称地番変更証明書	住所変更後 速やかに
自動車検査証 （軽自動車）	自動車検査 証記載の使 用者	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 050-3816-1770		必要に 応じて

事 項 (なにを)	該 当 者 (誰が)	申請・提出先 (どこへ)	必要書類等 (何をもって)	手続きの期限 (いつまでに)
営業許可証 (飲食店等)	許可証の書き換えを希望される方	知多保健所 環境・食品安全課 0562-32-6213	営業許可証 名称地番変更証明書	なし
厚生年金	厚生年金適用事業所の事業主の方	(書類提出先) 〒460-8565 日本年金機構名古屋 広域事務センター (問合せ先) 半田年金事務所 適用調査課 0569-21-2375	適用事業所名称所在地変更(訂正)届 (法人事業所) 名称地番変更証明書 及び通知文(中心街 整備課から送付される 文書)のコピー (個人事業所) 事業主の住民票のコピー	事実発生 から5日 以内 (電子申請、 窓口持参、 郵送) ※窓口持 参のみ半 田年金事 務所で受 付
パスポート (旅券)	住所の変更のみの方は、手続きは必要ありません。パスポートの最終ページの所持人記入欄に、現住所を記入している方は、ご自身で旧住所を2本線で消し、新しい住所を記入してください。 パスポートセンター(東海市・知多市) 東海市大田町後田1148 (換地処分公告前住所:東海市大田町後田51-1) 0562-51-3334			

(4) 次の機関には、ご自身で手続きをお願いします。

- ・金融機関口座、生命保険、携帯電話、クレジットカード等個人が加入しているものについては、関係機関へお問い合わせください。
- ・電気、ガス等公共料金及び勤務先で加入している健康保険、厚生年金等については、届け先に必要書類の確認をお願いします。
- ・保育施設や幼稚園から、住所変更についての届出を求められる場合があります。

※他にも法令等により住所変更の届出が必要な場合がありますので、それぞれ所定の手続きをお願いします。

(5)郵便物の郵送先について

郵便局への住所変更の手続きは必要ありません。

※換地処分から1年間は、旧住所宛てでも転送されます。

※該当する方には、住所変更お知らせはがき（専用はがき）を1世帯につき50枚（郵便料金無料）を同封してあります。封筒記載のお知らせをご覧ください。

(6) 名称地番変更証明書の発行について

住所が変更されたことを証明する書類として、「名称・地番変更証明書」を無料で1人(1件)あたり、5枚同封しております。不足する場合は、以下の窓口にて追加で発行できますので、ご利用ください。

- ・個人分は、市民窓口課（市役所）で発行します。
- ・法人分は、中心街整備課（中心街整備事務所）で発行します。

(7) 登記事務の停止について

換地処分公告の翌日から、区画整理登記が完了するまでの期間は（令和6年5月頃）まで、土地区画整理事業による登記書換え作業が行われ、作業が終了するまで土地区画整理事業区域内の登記事務が停止されます。登記事務停止期間中は、土地区画整理事業区域内の土地建物の一般登記申請ができなくなりますのでご注意ください。

（問い合わせ先）

東海市 都市建設部 中心街整備課（中心街整備事務所）

東海市大田町的場1087番地 TEL 0562-33-7761

（換地処分公告前住所：東海市大田町東畑119番地）